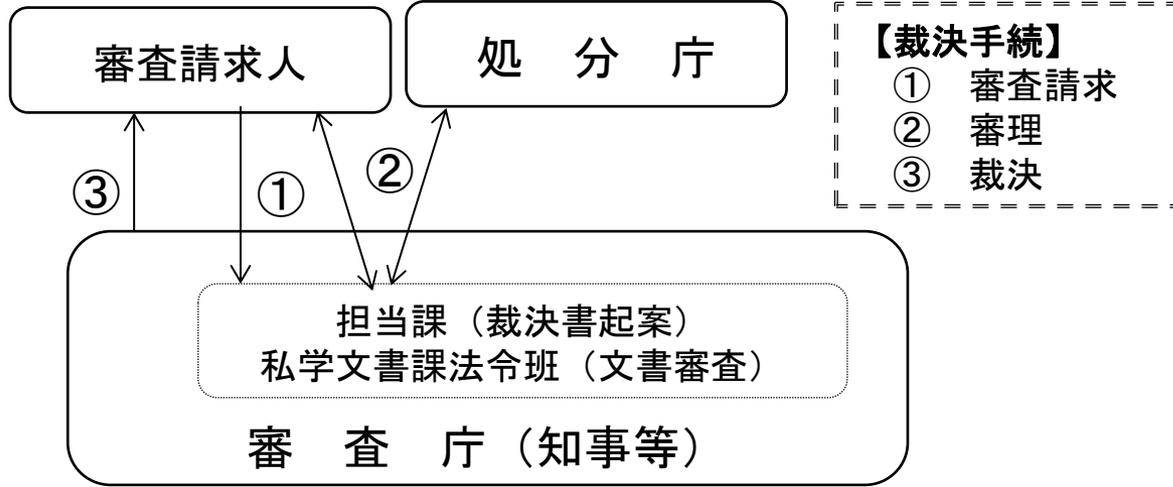


# 新たな行政不服審査制度の 概要について

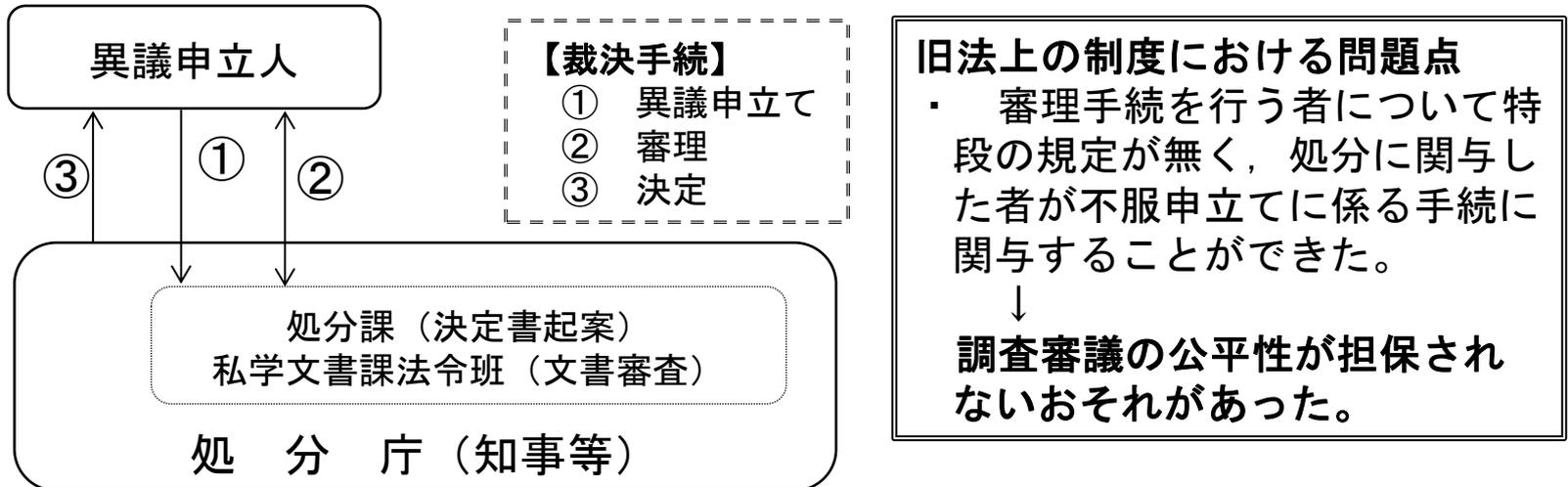
- 1 旧法による従前の行政不服審査手続き
- 2 行政不服審査制度の見直し
- 3 新たな行政不服審査手続
- 4 新制度における裁決までの流れ
- 5 「審理員による審理」・「第三者機関への諮問」の適用除外
- 6 審理手続

# 1 旧法による従前の行政不服審査手続

- 審査請求（処分庁に上級行政庁がある場合等）



- 異議申立て（処分庁に上級行政庁がない場合等）



## 2 行政不服審査制度の見直し

---

### ◎ 新しい行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行・・・平成28年4月1日

#### 1 制度改正の目的

- ① 公正性の向上
- ② 使いやすさの向上
- ③ 国民の救済手段の充実・拡大

#### 2 主な改正内容

##### (1) 審理員による審理【新設】

（審理員：職員のうち不服申立てに係る処分に関与しない者から指名）

##### (2) 第三者機関への裁決についての諮問及び第三者機関からの答申を踏まえた裁決の実施【新設】

（第三者機関：条例により設置する附属機関 ex. 「宮城県行政不服審査会」）

##### (3) 旧制度の「異議申立て」と「審査請求」を「審査請求」に一本化

- ・ 処分庁に上級行政庁がない場合 → 処分庁に審査請求
- ・ 処分庁に上級行政庁がある場合 → 処分庁の最上級行政庁に審査請求

##### (4) 審査請求期間の延長（「60日」→「3月」）

### 3 法施行日

平成28年4月1日

※ 法施行日より前に行われた処分に関する不服申立てについては旧法の手続による。

### 4 その他

行政不服審査法の改正に合わせて、法律中の不服申立てに係る規定も改正された。

#### <主な改正内容>

- ・ 不服申立て前置主義の原則廃止



「不服申立て前置主義（個別の法律で規定）」

行政不服審査法の不服申立てを経なければ出訴できない。

廃止となるもの

（例）子ども・子育て支援法

高等学校等就学支援金の支給に関する法律

児童手当法

→ 処分の教示を改める必要がある。

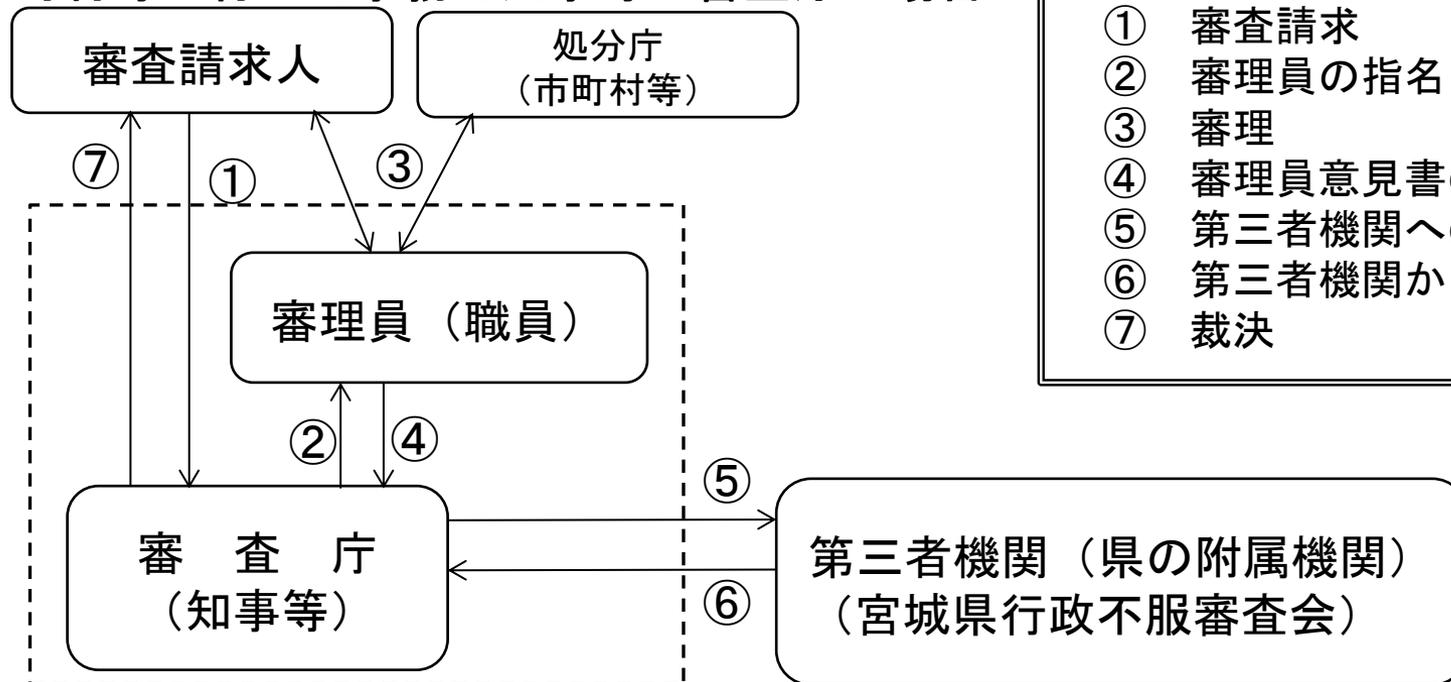
存続するもの

（例）生活保護法

国民健康保険法

### 3 新たな行政不服審査手続

- 処分庁に上級行政庁がある場合  
市町村等が行った事務で知事等が審査庁の場合



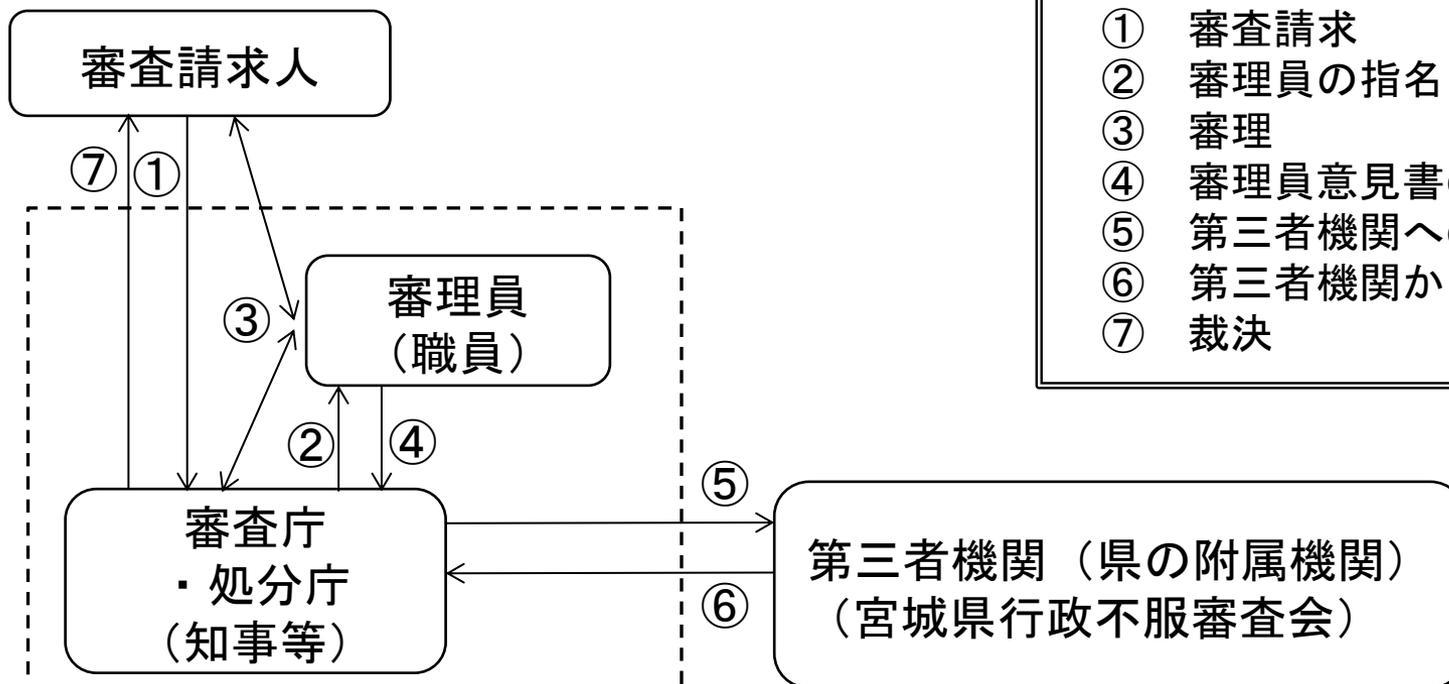
#### 【裁決手続】

- ① 審査請求
- ② 審理員の指名
- ③ 審理
- ④ 審理員意見書の提出
- ⑤ 第三者機関への諮問
- ⑥ 第三者機関からの答申
- ⑦ 裁決

#### <参考>

- ・ 新たな制度において、公平性の担保のために「**審理員による審理**」及び「**第三者機関への諮問手続**」が制度化された（一部例外有り。）。
- ・ 審査庁に所属する職員で、処分に関与していない者から審理員が指名され、審理を行う。
- ・ 第三者機関（宮城県行政不服審査会）は県の附属機関。

## ○ 処分庁に上級行政庁がない場合



### 【裁決手続】

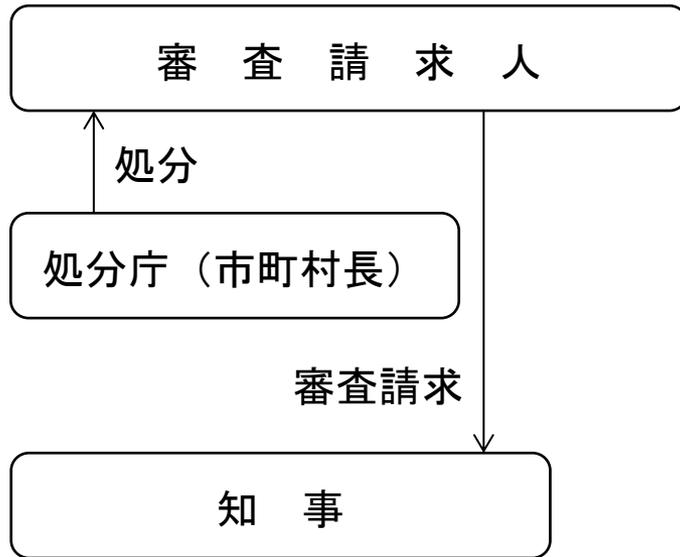
- ① 審査請求
- ② 審理員の指名
- ③ 審理
- ④ 審理員意見書の提出
- ⑤ 第三者機関への諮問
- ⑥ 第三者機関からの答申
- ⑦ 裁決

### <参考>

- ・ 「審理員による審理」及び「第三者機関への諮問手続」については前述の上級行政庁ありの場合と同じ。
- ・ 上級行政庁がないため、処分庁が審査請求を受ける。

## ● 法定受託事務に係る審査請求

→ 従来と取扱いに変更なし



### 旧地方自治法第255条の2

他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、法定受託事務に係る処分又は不作為に不服のある者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対して、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

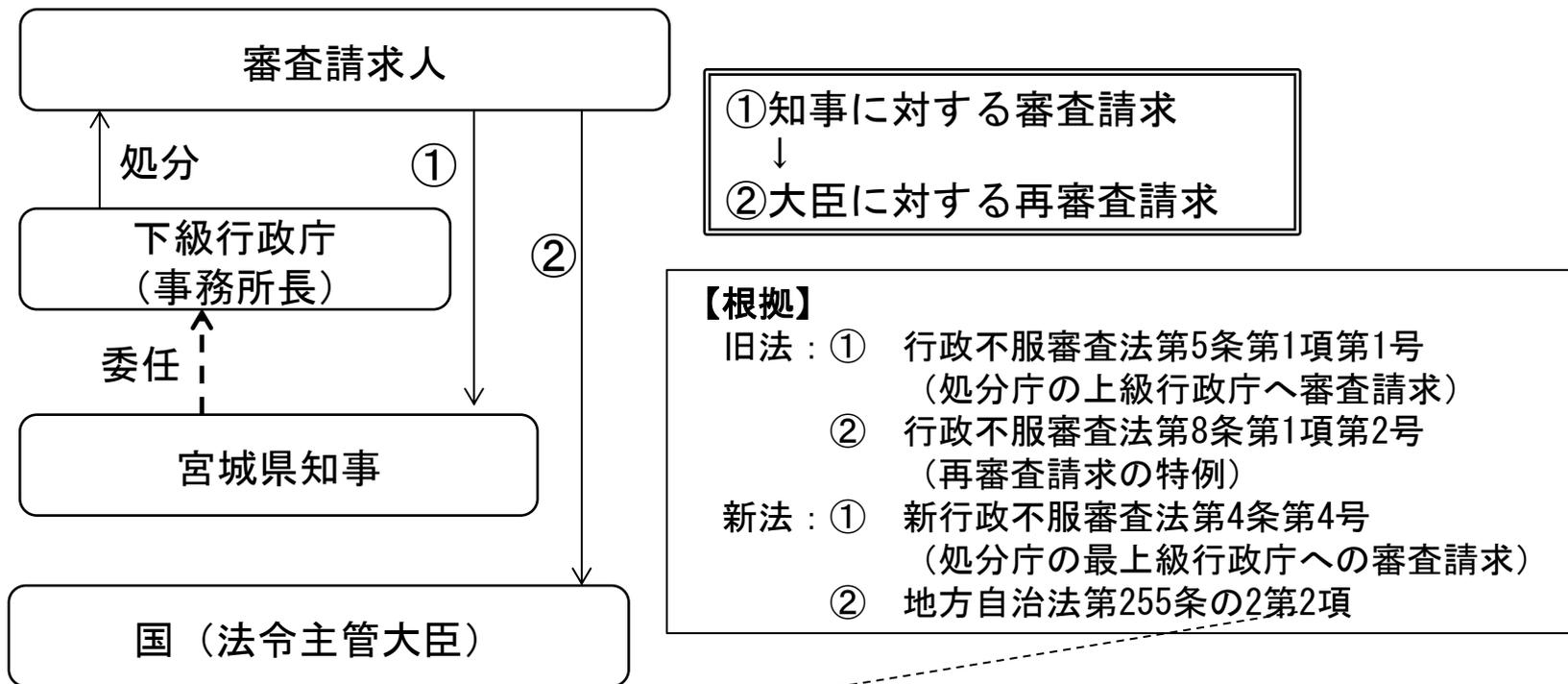
### 改正後の地方自治法第255条の2

法定受託事務に係る次の各号に掲げる処分及びその不作為についての審査請求は、他の法律に特別の定めのある場合を除くほか、当該各号に定めるものに対してするものとする。

### 改正後の地方自治法第255条の2の規定による審査請求

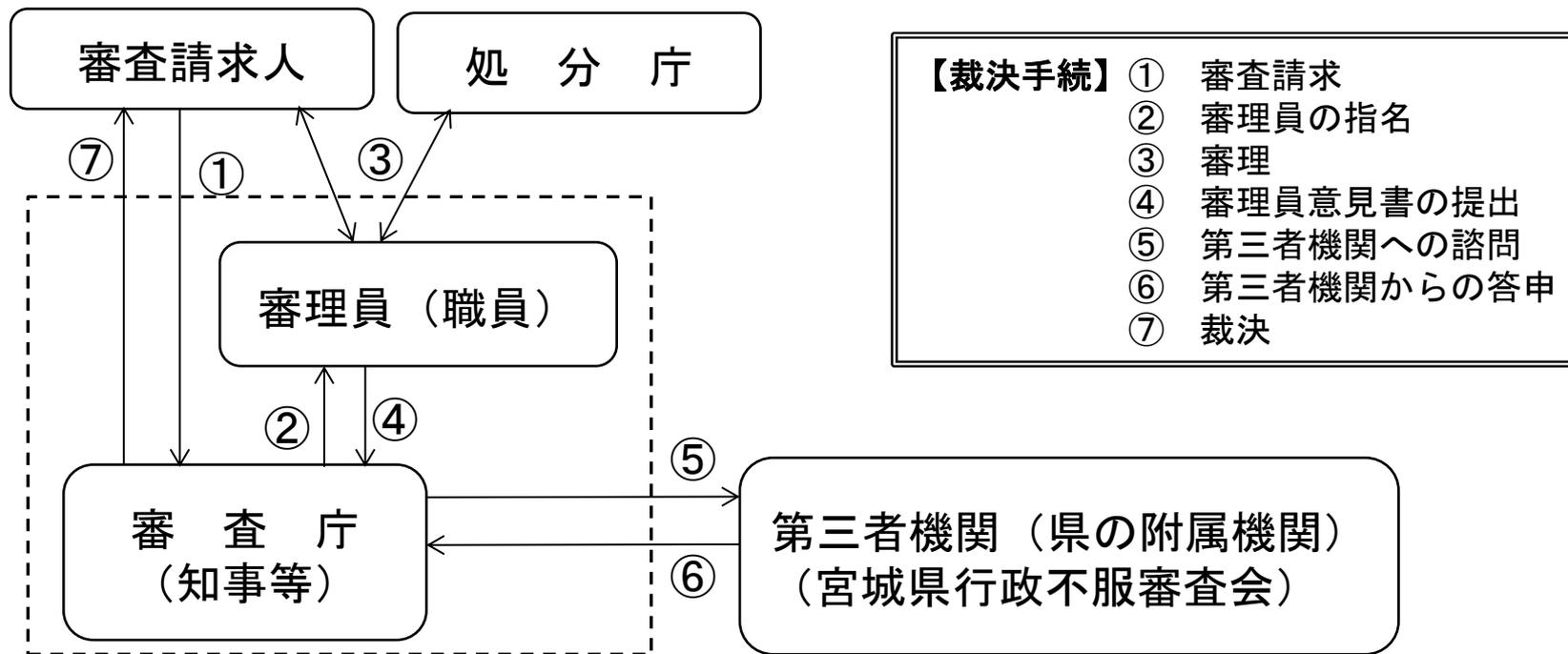
- |                          |   |                     |
|--------------------------|---|---------------------|
| ・ 都道府県知事その他の都道府県の執行機関の処分 | → | 法令等を所管する大臣に対する審査請求  |
| ・ 市町村長その他の市町村の執行機関の処分    | → | 都道府県知事に対する審査請求      |
| ・ 市町村教育委員会の処分            | → | 都道府県教育委員会に対する審査請求   |
| ・ 市町村選挙管理委員会の処分          | → | 都道府県選挙管理委員会に対する審査請求 |

● 下級行政庁に委任した法定受託事務についての審査請求  
→ 従来と取扱いに変更なし



<参考>  
改正後の地方自治法第255条の2  
2 普通地方公共団体の長その他の執行機関が法定受託事務に係る処分をする権限を当該執行機関の事務を補助する職員若しくは当該執行機関の管理に属する機関の職員又は当該執行機関の管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分に係る審査請求につき、当該委任をした執行機関が裁決をしたときは、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該裁決に不服がある者は、再審査請求をすることができる。この場合において、当該再審査請求は、当該委任をした執行機関が自ら当該処分をしたものとした場合におけるその処分に係る審査請求をすべき者に対してするものとする。

## 4 新制度における裁決までの流れ



① 審査請求の受理	
② 審理員の指名	審理を行う審理員を指名（審理員として指名すべき者＝審査庁の職員で処分に参与していないもの）
③ 審理	審理員の主宰のもと審理を実施
④ 審理員意見書の提出	審理員は審理員意見書を作成し、審査庁に提出（審理員意見書＝裁決の原案となり得るもの）
⑤ 第三者機関への諮問 ⑥ 第三者機関からの答申	審理員意見書の提出があった場合には第三者機関へ諮問。第三者機関は審議を行い、答申を実施。
⑦ 裁決	審理員意見書、第三者機関からの答申を踏まえて裁決

## 5 「審理員による審理」・「第三者機関への諮問」の適用除外

	適用除外となる場合
<p>①「審理員による審理」の適用除外 (法第9条)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 審査庁が、教育委員会、公安委員会等の委員会・委員又は附属機関である場合</li> <li>2 条例に基づく処分について、条例に「審理員による審理の除外」について特別の定めがある場合</li> <li>3 審査請求人が審査請求書の補正命令に応じないために却下する場合</li> </ol>
<p>②「第三者機関への諮問手続」の適用除外 (法第43条)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 審査庁が地方公共団体の長以外である場合</li> <li>2 審査請求に係る処分について、委員会、議会、附属機関等の議を経て行っている場合</li> <li>3 委員会、議会、附属機関等の議を経て行うという規程により議を経て裁決する場合（「審査会に諮問をし、審査会からの答申を尊重して裁決をする」場合もこれに該当）</li> <li>4 審査請求人から第三者機関への諮問を希望しない旨の申出があった場合</li> <li>5 第三者機関により、案件の性質等から諮問を要しないと認められたものである場合（審査基準が数量的指標等の客観的指標で明確に定められている場合、先例となる第三者機関の答申がある場合など）</li> <li>6 審査請求が不適法であり却下する場合（審査請求書の不備を補正しない場合は、審理員手続も不要）</li> <li>7 審査請求に係る処分を全部取り消す場合 <span style="float: right;">など</span></li> </ol>

# ①「審理員による審理」の適用除外となる条例に基づく処分

## 行政不服審査法

(審理員)

**第九条** 第四条又は他の法律若しくは条例の規定により審査請求がされた行政庁（第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）は、審査庁に所属する職員（第十七条に規定する名簿を作成した場合にあっては、当該名簿に記載されている者）のうちから第三節に規定する審理手続（この節に規定する手続を含む。）を行う者を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）に通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる機関が審査庁である場合若しくは条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合又は第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合は、この限りでない。

一・二 略

三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第一項に規定する委員会若しくは委員又は同条第三項に規定する機関

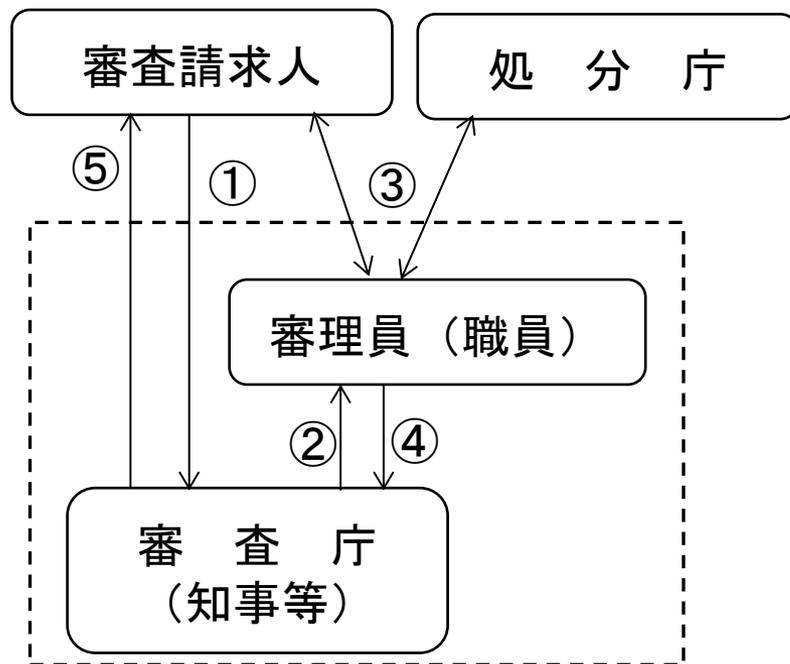
### ○ 条例を定めることが適当と考えられる場合（国の考え方）

- (1) 優れた識見を有する者で構成される合議制の機関が審査庁となるが、当該機関が第9条第1項第3号に該当しない場合
- (2) (1)には該当しないが、処分の性質、第三者機関の在り方等に照らして、審理員による審理が不要と考えられる場合

### <適用除外となる処分> 宮城県情報公開条例に基づく非開示決定等

- ・情報公開審査会が実質的な審理を行っており、また、第三者性を有し、優れた識見を有する委員等で構成される合議体で公正かつ慎重に実質的な審理が行われており、審理員を指名しなくても審理・裁決の公正性が確保されることから、同条例において審理員による審理の適用除外となる旨規定している

## ② 「第三者機関への諮問」の適用除外



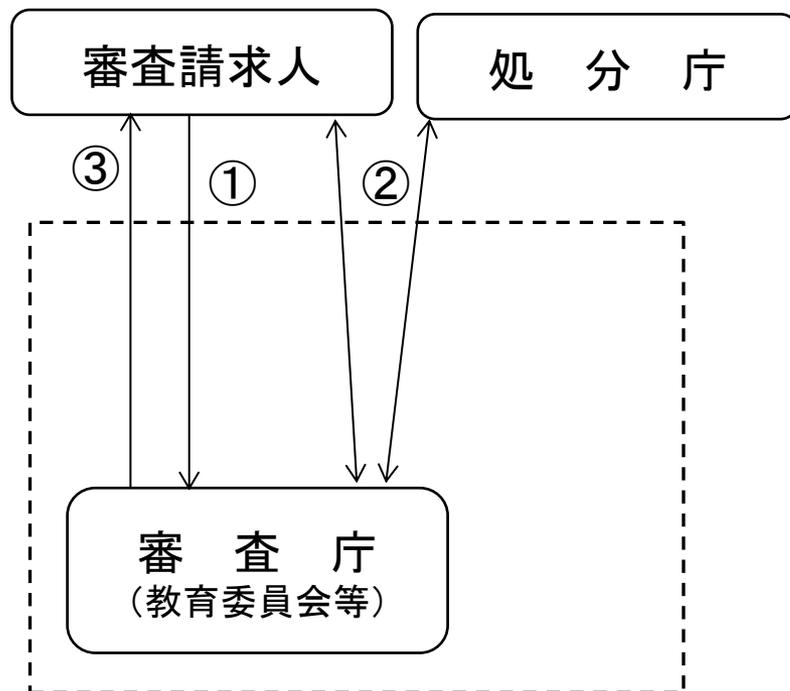
### 【裁決手続】

- ① 審査請求
- ② 審理員の指名
- ③ 審理
- ④ 審理員意見書の提出
- ⑤ 裁決

### <上記の例>

- ・ 審理を行った結果、「処分を全部取り消す」「却下」という裁決を行う場合
- ・ 審査請求人から第三者機関への諮問を希望しない旨の申し出がされている場合
- ・ 審査請求案件の性質を考慮して、第三者機関より諮問を要しないと認められた場合

## ※「審理員による審理」及び「第三者機関への諮問」の適用除外



### 【裁決手続】

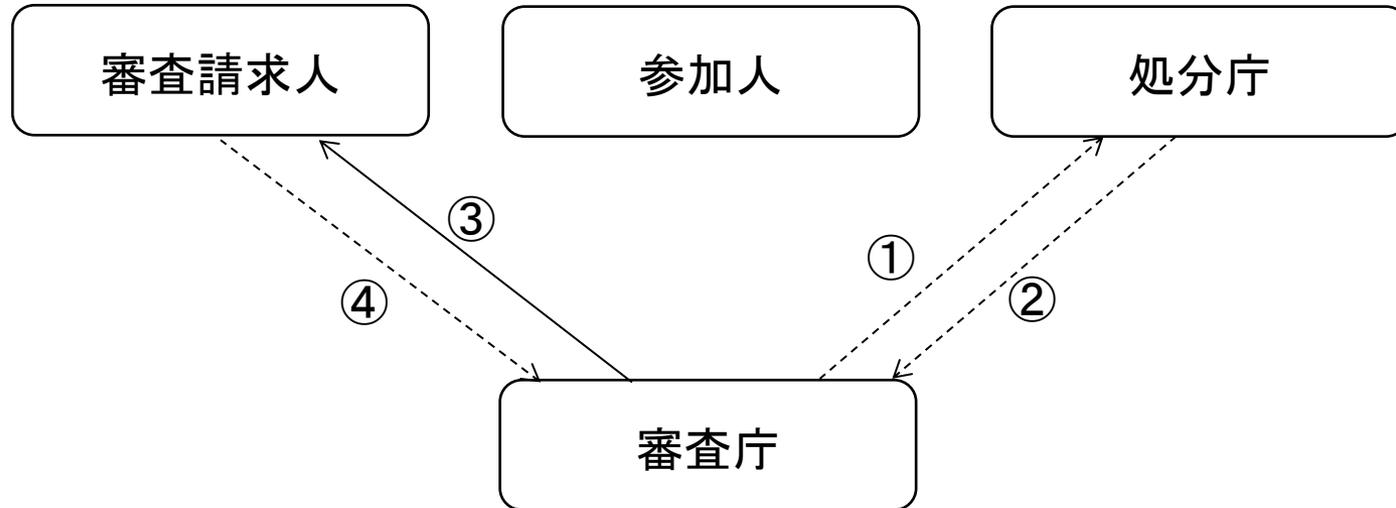
- ① 審査請求
- ② 審理
- ③ 裁決

### <上記の例>

- ・ 知事以外（教育委員会，公安委員会，附属機関等）が審査庁である場合
- ・ 条例に基づく処分について当該条例において「審理員による審理の適用除外」を規定していて，かつ処分に係る審査請求への裁決に際して「第三者機関への議」を経る場合

## 6 審理手続

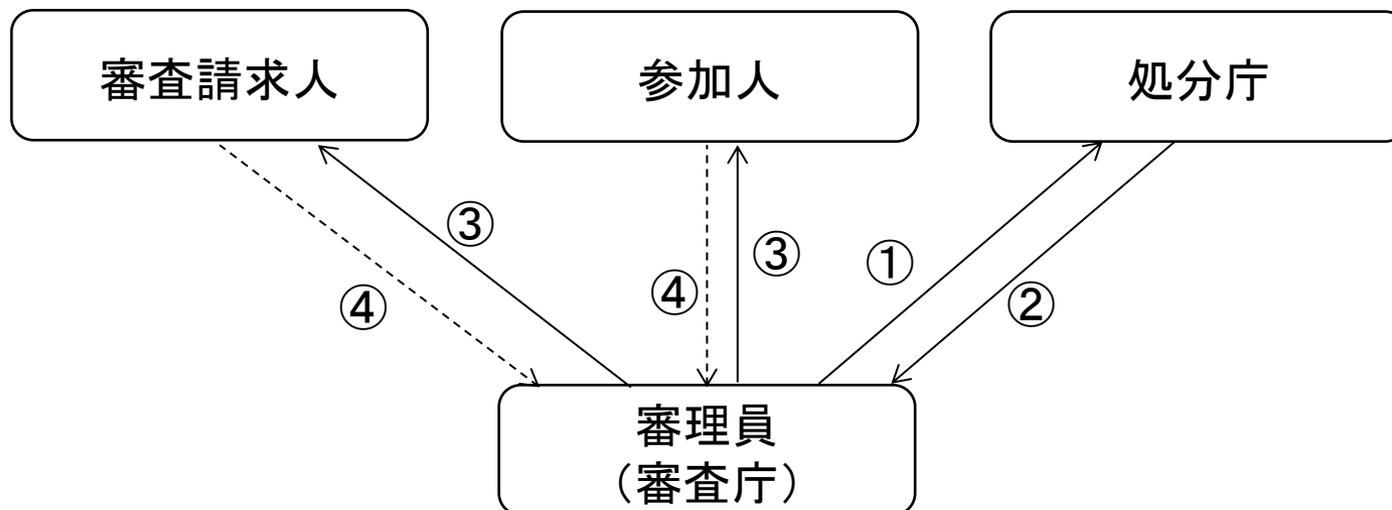
### ○ 旧制度



#### <手続>

- ① 処分庁への審査請求書の写しの送付・弁明書の提出の求め  
【任意手続】（～することができる。）
- ② 弁明書の提出
- ③ 審査請求人への弁明書の副本の送付  
【必須】（～しなければならない。）
- ④ 反論書の提出  
【任意手続】（～することができる。）

## ○ 新たな行政不服審査制度



### <手続>

- ① 処分庁への審査請求書の副本の送付・弁明書の提出の求め  
【必須】（～しなければならない。）
- ② 弁明書の提出
- ③ 審査請求人及び参加人への弁明書の副本の送付  
【必須】（～しなければならない。）
- ④ 反論書（審査請求人）・意見書（参加人）の提出  
【任意手続（～することができる。）】

## ○ その他の手続

	旧制度	新たな行政不服審査制度
口頭意見陳述	(特に定めなし)	審理員が期日・場所を指定して、全ての審理関係人を招集して意見陳述を実施。(法第31条第1項)
	申立てをした審査請求人・参加人の意見陳述を聴取するのみ	申立てをした審査請求人・参加人は、陳述に加えて、審理員の許可を得て処分庁等に対する質問をすることが可能。(法第31条第5項)
提出書類等の閲覧	処分庁から提出された書類・物件の閲覧が可能	審理員に提出された全ての書類・物件(処分庁から提出されたものだけでなく、審査請求人・参加人から提出したものも含まれる。)の閲覧が可能であるとともに、それらの書面の写しの交付を求めることが可能。(法第38条)
標準審理期間の設定	(特に定めなし)	通常要すべき標準的な処理期間を定めるように努める。(法第16条)